

○多量排出事業者に対する取り組み

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例では、一定規模以上の事業用建築物の所有者等に事業系一般廃棄物減量計画書の作成及び提出を義務付けています。

1 対象事業者

- (1) 大規模小売店舗の事業者
- (2) (1) 以外の事業者で事業の用に供する部分の延べ床面積が1,500平方メートル以上の建築物を有する事業者。
ただし、排出される事業系一般廃棄物が少量の建築物で市長が指定するものを除く。

2 対象事業者の責務

- (1) 再利用を促進すること等により、その事業系一般廃棄物を減量しなければならない。
- (2) 事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、市へ提出しなければならない。

3 指導・助言及び勧告

ごみ減量・資源化を効果的に進め、かつ実効あるものにするため、事業系一般廃棄物減量計画書の作成指導及び提出後の助言を行います。

ごみ減量・資源化に関する指導・助言を行った後改善が見られない場合、または事業系一般廃棄物減量計画書が提出されない場合は、流山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき改善勧告を行います。

勧告に従わない場合は、条例に基づき、その旨を公表し、ごみの受入れを拒否する場合があります。

4 本市の環境活動支援

(1) リサイクル推進店認定制度

店頭回収などリサイクルに積極的に取り組んでいる小売店をリサイクル推進店として認定しています。

担当課：クリーンセンター
TEL：7157-7411



(2) ISO認証取得支援

市内中小企業が国際標準化機構(ISO)の定めた国際標準規格の認証取得に要する経費の一部に対し補助金を交付します。(限度額30万円)

担当課：商工振興課
TEL：7150-6085



○減量計画書の作成手順

1 ごみ減量・資源化の体制作り

(1) 廃棄物処理担当者の選任

事業所のごみ減量・資源化の中心となる者を選任します。

(2) ごみ減量・資源化の推進組織の立ち上げ

大きな施設ではテナントごとに廃棄物処理担当者を設置し、組織的に推進します。

2 廃棄物処理の現状把握

(1) ごみの種類・量、特徴

(2) 保管場所・保管量

(3) 収集運搬業者、処分先

3 ごみ減量・資源化計画の策定

(1) 減量目標の設定

(2) 目標達成に向けた取り組み

(3) 事業所全体への周知

4 事業系一般廃棄物減量計画書の作成

別紙「事業系一般廃棄物減量計画書の記載例」参照

5 進捗状況の確認

(1) 定期的な進捗状況の確認

(2) 定期的な推進組織の開催

6 結果の確認・改善点の把握

(1) ごみ排出量・資源化量の確認

(2) 推進組織における問題点・改善点の把握

(3) 新たな計画の策定

○職員の立入りについて

廃棄物処理について事業所へ市の職員が立ち入ることがあります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(立入検査)

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、再生利用認定業者、広域的処理認定業者若しくは無害化処理認定業者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所若しくは第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項、第九条の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○条例・規則

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)その他別に定めのあるもののほか、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 紙類、布類、金属類、ビン類その他規則で定めるものをいう。
- (6) 集団回収 市内の自治会、子供会その他の公共的団体(規則の定めるところにより市長の登録を受けたものに限る。)による資源物の回収(規則の定めるところにより市長に届け出た回収場所における回収に限る。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、再利用等による家庭廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者が行う廃棄物の減量)

第11条 事業者は、再利用の可能な物の選定をするほか、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適正包装等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第21条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(運搬等の指示を行う事業系一般廃棄物)

第22条 法第6条の2第5項の規定により運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる多量の事業系一般廃棄物は、1日の平均排出量が10キログラム以上のものとする。

(多量排出事業者の義務)

第23条 前条に規定する多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者のうち規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、市長の指示に従い、再利用を促進すること等により、その事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

(改善勧告)

第24条 市長は、多量排出事業者が前条第1項又は第2項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第25条 市長は、前条に規定する勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき多

量排出事業者はその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
(受入拒否)

第 26 条 市長は、多量排出事業者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 24 条に規定する勧告に係る措置を講じなかったときは、当該多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第 27 条 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分した場合に徴収する手数料の額は、別表第 1 に定めるところにより算出した額（10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年流山市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多量排出事業者)

第 12 条 条例第 23 条第 1 項に規定する規則で定める事業者は、次の各号に掲げる事業者とする。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗の用に供する建築物を有する事業者
- (2) 前号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積の合計をいう。）が 1,500 平方メートル以上の建築物を有する事業者。ただし、排出される事業系一般廃棄物が少量の建築物で市長が指定するものを除く。

(多量排出事業者が行う減量計画の作成)

第 13 条 条例第 23 条第 2 項の規定による減量に関する計画の作成は、年度ごとに行うものとする。

- 2 条例第 23 条第 2 項の規定による減量に関する計画書の提出は、事業系一般廃棄物減量計画書（別記第 3 号様式）により、毎年 5 月 31 日までに行わなければならない。

(公表の方法)

第 14 条 条例第 25 条第 1 項の規定による公表は、流山市広報への掲載その他の方法により行うものとする。